

- 「再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について」（令和3年5月28日付け医政発0528第4号厚生労働省医政局長通知）本文

## 新旧対照表

(下線は改正部分)

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">医政発0528第4号 令和3年5月28日</p> <p>各  <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">都道府県知事 保健所設置市長 特別区長</span> <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span> 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省医政局長 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について</p> <p>所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号)及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年財務省令第21号)の施行に伴い、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第12条の2の2第1項</p>	<p style="text-align: right;">医政発0528第4号 令和3年5月28日</p> <p>各  <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">都道府県知事 保健所設置市長 特別区長</span> <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span> 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省医政局長 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について</p> <p>所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号)及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年財務省令第21号。<u>以下「改正省令」という。</u>)の施行に伴い、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64</p>

に規定する再編計画の認定（同法第 12 条の 6 第 1 項に規定する変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の軽減措置が本日より講じられることとなりました。

当該軽減措置の適用を受けるために必要な手続き等について、下記のとおり定めることとしたため、貴職におかれては、十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

なお、本通知の内容は、関係省庁と協議済みであることを申し添えます。

## 記

### 2 概要

(1) (略)

(2) 医療機関における手続

再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築した土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記について、登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、

- ① 登記を行う前に、租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 31 条の規定に基づき、別添様式の租税特別措置法適用証明申請書に必要事項を記載の上、地方厚生（支）

号) 第 12 条の 2 の 2 第 1 項に規定する再編計画の認定（同法第 12 条の 6 第 1 項に規定する変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の軽減措置が本日より講じられることとなりました。

当該軽減措置の適用を受けるために必要な手続き等について、下記のとおり定めることとしたため、貴職におかれては、十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

なお、本通知の内容は、関係省庁と協議済みであることを申し添えます。

## 記

### 2 概要

(1) (略)

(2) 医療機関における手続

再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築した土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記について、登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、

- ① 登記を行う前に、改正省令による改正後の租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 30 条の 4の規定に基づき、別添様式の租税特別措置法適用証明申請書に必要事

局に申請を行うこと。

※ 租税特別措置法適用証明書の申請については、再編計画の認定の申請日以降に、下記申請先に郵送又はメールで提出することとする。

項を記載の上、地方厚生（支）局に申請を行うこと。

※ 租税特別措置法適用証明書の申請については、再編計画の認定の申請日以降に、下記申請先に郵送又はメールで提出することとする。